

○防衛省告示第二百四十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和八年九月二十九日次のとおり決定された。

令和八年十月一日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市、沖縄県中頭	国有	土地…約二四、〇〇〇平方メートル	
		郡嘉手納町、読谷村	公有	土地…約九一、〇〇〇平方メートル	
			民有	土地…約四六、〇〇〇平方メートル	

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄市、沖縄県中頭 国有

土地…約七、九〇〇平方メートル

郡嘉手納町、北谷町 公有

土地…約七二〇平方メートル

民有

土地…約七六、〇〇〇平方メートル

国有

建物…一〇、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄市、沖縄県中頭 国有

土地…約五三、〇〇〇平方メートル

郡嘉手納町、北谷町 公有

土地…約六五〇平方メートル

民有

土地…約一、七三四、〇〇〇平方メートル

ル

国有
建物…二四、〇〇〇平方メートル

国有
工作物…駐機場等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月一日から同月三

十一日までの間

六〇七七 鳥島射爆撃場
土地…約三九、〇〇〇平方メートル

沖縄県島尻郡久米島 公有
町
空域…約二六九、二五〇、〇〇〇平方メ

ートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

六〇七八 出砂島射爆撃場
沖縄県島尻郡渡名喜 公有
土地…約二四五、〇〇〇平方メートル

村

空域…約四三、〇八〇、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
------	-----	------	------	----

三〇一七	府中基地	府中市	国有	土地…約五、一〇〇平方メートル
------	------	-----	----	-----------------

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十六日から同月二十九

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊府中基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一、二三九、〇〇〇平方メートル

建物…約一二、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

三〇三五 習志野演習場

船橋市、八千代市

国有

一 令和八年十月二十二日から同月二十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

三二八九 朝霞駐屯地

朝霞市、和光市、東 国有

土地…約四〇〇平方メートル

京都練馬区

建物…約九、九〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月一日から同月二十九日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び
区域として提供する。提供期間中は、地
位協定の関連ある条項が適用される。

四一六一 小松飛行場

京丹後市

国有

土地…約八、五〇〇平方メートル
建物…約二、五〇〇平方メートル
工作物…水道等
訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五二二二 築城飛行場

春日市

国有

建物…約二〇平方メートル
訓練施設として追加提供する。
使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

航空自衛隊春日基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五二二三 大矢野原・霧島演習 えびの市

国有

場

建物…約四、二〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊えびの霧島中演習場の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二五 健軍駐屯地

熊本市

国有

土地…約一八、〇〇〇平方メートル
建物…約八、七〇〇平方メートル
工作物…水道等
訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五二二五 健軍駐屯地

熊本県菊池郡菊陽町 国有

、上益城郡益城町

建物…約五、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
四一八〇	防府北飛行場	防府市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月三十日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊防府北基地の施設の一部を、
地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び
区域として提供する。提供期間中は、地
位協定の関連ある条項が適用される。